

ODAにおける官民連携の 重要性について考える

国際協力に関する有識者会議議長

拓殖大学学長

渡辺利夫

わたなべ としお



各国のODAには必ずと「比較優位」がある。ODAの国際潮流に敏感であることはもちろん必要だが、潮流に身を任せみてみずからの優位性を見失うのは愚かである。

半世紀に及ぶ日本のODAの歴史を振り返ると、次の三つの大きな特徴が浮かび上がる。第一は、主要供与地域がNIES、ASEAN諸国、中国などの東アジアであつたこと。第二に、高速道路、鉄道、橋梁、

港湾、発電所、送配電設備、灌漑設備などの一国の経済発展の基盤となる巨大な構造物（インフラ）の建設に投入されてきたこと。第三に、インフラの建設資金として元本・利子の返済をする円借款が用いられてきたこと、であった。日本のODAは、借款の供与により東アジアの産業発展をインフラ建設により支えることを主目的に供与されてきたのである。

一国の発展にとってインフラの建設はこれを欠かすことはできない。インフラは、その建設過程に多くの企業を招き入れることによって直接的に、さらにインフラ完成後は民間企業の効率的な展開、つまりはその生産コストを引き下げるこことによって重要な間接的な効果を持つ。

民間企業活力と結びついて 生まれるODA開発効果

市場経済において最も重要な主体は民間企業である。逆にODA自体が持つ開発効果は、量的にも質的にもさして大きいものではない。実際、開発途上国への資金フローにおいて中心となるのは海外直接投資である。ODAが進出民間企業の活力と結びついて初めて、みるべき開発効果が生まれるのだと言わねばならない。

技術はもとより、企業者の職能をも含む、要するに企業経営能力の全体をいわば「パッケージ」として受け入れ国に持ち込む。その開発効果はODAに比べて格段に大きい。グローバル・メガコンペティションの今日においては、海外直接投資が開発途上の開発にとって死活的な重要性を持つという認識がますます重要である。すなわち、ODAは民間企業導入の「触媒効果」によって初めて強力な開発効果を持ち得るのだと思う。われわれは、ともするとODAそれ自体の開発効果を論じる傾きがあるが、それでは議論が不完全である。ODAが民間企業の開発効果を発揚させるメカニズムについての分析が重要である。

「制度インフラ」の整備も重要

ODAが民間企業の開発効果を発揚させることは、まずインフラが重要である。しか

外國民間企業は、直接投資を通じて資本、

し、インフラは物的インフラに限られない。「制度インフラ」の整備も同様に重要である。ODAの触媒効果を高めるには、制度

インフラを構築して市場経済の機能を強化しなければならない。経済成長には市場が必要であり、市場が成長するためには市場を効果的に展開させるための制度が必要である。そしてこの制度を優れたものにするには制度構築を担う政府の能力が必要である。制度構築支援とは「知的支援」のことである。

日本の知的支援は専門家派遣、研修生の受け入れなどの方法で行われてきた。たとえば、市場経済の運営・行政管理の分野で研修生を受け入れること、制度開発や政策研究について助言すること、などがそれに含まれる。しかし日本はこういう知的支援には物的インフラ整備ほど熱心に取り組んできたとはいえない。知的支援は日本の今後のODAのフロンティアになっていくべきであろう。

民間企業がODAへの関心を失いつつあることを懸念

近年の日本のODAは激減をつづけている。四月初旬、G8の開発協力担当大臣会

議が東京で開催された際に、OECD(経済協力開発機構)のDACP(開発援助委員会)により二〇〇七年の各国のODA実績値が公表された。これによると二〇〇六年においてアメリカ、イギリスに次いで第三位であった日本のODA供与額は、ドイツ、フランスにも追い抜かれ第五位となってしまった。対GNI(国民総所得)比は二〇〇六年の〇・二五%から〇・一七%へと減少、日本はDACP加盟二二カ国のうち二〇位である。一九九〇年代に世界最大のODA規模を誇った日本の現状は惨たるものとなつたと言わざるをえない。

ODAは「政府」開発援助であるが、円借款であれ無償資金であれ、ましてや技術協力となれば、そのフロントに立つて仕事をするのは日本の民間企業である。先に指摘した知的支援も、結局のところは民間企業の技術と人材にまたねばならぬい。しかし右に述べたようなODAの激減状態の中につれて、私が最も恐れているのは、日本の民間企業がODAに次第に関心を失いつつあることである。ODAの触媒効果をいくら叫んでも、民間企業がODAに関心を失つてしまえばどうにもならない。

外務省内に設置された「国際協力に関する有識者会議」は過日、外務大臣に対して中間報告を提出したが、ここで「官民連携」を大きく取り上げたのもその理由からである。詳しく述べる。(注)は同報告書を参照されたいが、略述すれば次の四つである。

第一は、官民対話の枠組み構築の必要性であり、官民合同でODAに関する情報を共有し、恒常的に対話をを行い得る制度の必要性。第二は、民間企業の投資案件が受け入れ国の民生向上の役に立つものである一方、民間企業のみではそのリスクを負い切れないプロジェクトについては、これをODAによってバックアップするための制度構築の必要性。第三は、現地ODAタスクフォース〔31頁参照〕に進出民間企業を正式メンバーとして参加を促すことの必要性。第四は、ODA案件について現地に通曉する民間企業の積極的な提案を促す仕組みを創設することの必要性である。

開発途上国の開発と成長、貧困削減に資することがODAの目的であつてみれば、その目的に沿うありとあらゆる方策を、既存の考え方を排しても、今こそ積極的に提言すべきだと私は思う。